○農林水産省告示第二千八百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県那須烏山市田野倉字深沢七七八の一三、七七八の一五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字深沢七七八の一三・七七八の一五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県那須烏山市大沢字萩ノ草一〇三一の一、一〇三四から一〇三八まで、一六三八、字内ノ久保一〇三九、一〇四〇の一、一〇四〇の六、一〇四〇の七、一〇四一の一、一〇四二、一〇四三、一〇四五、一〇四九、字内ノ久保出口一〇四八の一、字鷹卸一〇五〇、字梨木沢一〇五一の一、一〇五二の一、一〇五三の一、一〇五三の二、一〇七三の一から一〇七三の三まで、字蛭畑一〇五六の二、字金倉沢一〇六一、一〇六三の一、一〇六三の二、一〇六六、字古内三五七の二、一〇七〇、一五五〇、字後久保一〇七二の一、一〇七二の二、字菅ノ沢三一〇、三一四、三一九、一〇七四の一、一〇七八の一、一〇七九、一五二八の一、一五三五、字榎木内一五二五、字井戸沢一〇八八、字宮沢一〇九〇、一〇九一の一、一〇九一の四、一〇九二、字藤倉沢一〇九三、一〇九四、字梅木沢二四二、二五二の二、一一〇八の一、字ヌカリ沢一一〇一の二、字軍沢一一一〇の二から一一一〇の四まで、一一一二、一一一三の一、一一一三の二、一一一四の二、一一一四の四、一一一五、一一一九、一四九六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県那須烏山市藤田字川西山二〇一〇の七七、二〇一〇の七九、二〇一〇の八一、二〇一〇の八三、二〇一〇の八六、三箇字行家三〇九一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字川西山二〇一〇の七七・二〇一〇の八一・二〇一〇の八三・二〇一〇の八六・字行家三〇九一の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県足利市大沼田町字猿越路一九二三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字猿越路一九二三の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び足利市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字奴田原六一五八の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺字坂ノ上一四八〇（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び高根沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺字坂ノ上一四八〇（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び高根沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百四十一号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十一月二十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関

1　登録認証機関の名称　一般財団法人日本塗料検査協会

2　登録更新年月日　平成二十五年十月三日

3　登録認証機関の所在地　東京都渋谷区恵比寿三丁目12番8号　東京塗料会館205

4　登録の区分　A（土木及び建築）、K（化学）